主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人富田博の控訴趣意書に記載されている通りであるから之 を引用するが之に対する当裁判所の判断は次の通りである。

控訴趣意第一点事実誤認の論旨について

畢竟原判決のこの点に関する事実認定には所論の如き誤認は更になく論旨は到底 採用し得ない。

同趣意第二点量刑不当の論旨について

本件記録に顕はれたすべての証拠を仔細に検討するに本件各犯行の動機、態様、 犯罪の回数、被告人の前科、経歴、家庭の状況、資産状態その他諸般の情状に鑑み れば所論の情状を斟酌しても被告人に対する原審の量刑が不当であると思料すべき 事由を認め得ないから此の点に関する論旨も理由がない。

原判決には他に破棄すべき事由がなく本件控訴はその理由がないから刑事訴訟法 第三百九十六条を適用して之を棄却することとする。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 鷲見勇平 裁判官 小林登一 裁判官 栗田源蔵)